

ズ散々ニ切破テ見參ニ入奉ル、禁中サ、メキ、上下驚目、信賴始ハ欺テ云タリケレ共、今ハ恐クツ  
 思ケル、サテ劔ノ咒返ヲ滿テ、鞘ニサシテ温明殿ニ移シ置ル、加様ニ勘申ケレドモ、不肖不肖ハ其言ヲ信セザルナリニ被思召ケレバ、賴政ガ言ヲ不被信、元曆二年三月廿四日ニ、寶劔浪ノ底ニ沈マセ給  
 テ後、彼劔寶劔ト成シ時、コソ賴政實ニ非直者ト被思召ケレ、

○按ズルニ、此ハ伊勢ヨリ進リシ神劔ニ就テノ、一箇ノ妄説ナルベシ、

〔伯耆卷〕四月一日、元弘三年大仙寺に可然衆徒等を召て勅定醍醐有けるは、御在所の内しかじかな  
 る劔可有、取て進せよと被仰下、罷歸て奉見ば、品々の劔も候けるが、如勅定なる劔はなし、乍去と  
 て似たる劔を取て進らす、是にてはなし、能々見て參れと勅定なり、頻に求けれども無之由を  
 奏す、唯見て參れ、能々尋て進せよと有勅定間、進退きはまりなく、衆徒等以の外仰天して、重て見  
 る處に、御神體の御膝の下に、何の代より納りたりとも知ず御劔あり、是にて渡らせ給けり、とて  
 悅けり、其時備中青江と申鍛冶、大仙權現の夢想あり、我劔をば船上山の君に可進事あり、其代に  
 長さ一尺九寸の劔を作て進よ、又我劔に五分まさりたる劔を作て船上山の君に進よと示現を  
 蒙り、其ごとく作て參て候なりと申、折節劔を求出したりける時分に參合たりければ、不思議の  
 思をなし、青江が作りたる劔を、求出したる劔にくらぶれば、少も不違、誠權現の御託宣なりと賴  
 敷思て、衆徒等代の劔をば在所に籠て、求出したる劔と、青江が作りたる劔と二つ持て參たり、是  
 こそよと勅定ある、何なる御告にてや有けん、不思議なりし事どもなり、鍛冶には恩賞を被下け  
 り、

○按ズルニ、富永芳久ノ寶劔考證ニ、大仙權現ヲ以テ出雲大社ノ事トスレドモ、今取ラズ、